

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の改定について

1 概要

(1)策定の趣旨

現行計画(第5期計画:平成31年度~令和4年度)の取組の評価や近年の情勢の変化を踏まえ、環境こだわり農業のさらなる推進に関する具体的な施策の方向を示す。

(2)計画の位置づけ

- ① 滋賀県環境こだわり農業推進条例第7条に基づく計画
- ② 「有機農業の推進に関する法律」第7条に基づく「滋賀県有機農業推進計画」
- ③ みどりの食料システム戦略の推進に関する法律(国で検討中)に基づく県計画

(3)計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで(4年間)

2 検討の進め方

(1)滋賀県環境こだわり農業審議会での調査審議

滋賀県附属機関設置条例に基づき、「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」の策定に関する調査審議を行う。

委員は19名(欠員1名)で、任期は委嘱の日から2年。

第9期会長は、田中 勝也氏(滋賀大学環境総合研究センター 教授)。

(2)今後の審議予定

- | | | |
|-----|---------------|------------------|
| 第1回 | (R4. 2月2日(水)) | 現状と課題、改定の方向性等の検討 |
| 第2回 | (R4. 6月予定) | 計画骨子(案)の検討 |
| 第3回 | (R4. 8月予定) | 計画(素案)の検討 |
| 第4回 | (R4. 10月予定) | 計画(原案)の検討 |

3 策定スケジュール(予定)

- | | | | |
|------|--------|-------------|--------------------|
| 令和4年 | 3月 | 改定の方向性等の検討 | (県議会 環境・農水常任委員会報告) |
| | 6月 | 計画骨子(案)について | (県議会 環境・農水常任委員会報告) |
| | 8月 | 計画(素案)について | (県議会 環境・農水常任委員会報告) |
| | 10月 | 計画(原案)について | (県議会 環境・農水常任委員会報告) |
| | 11~12月 | 県民政策コメント実施 | |
| 令和5年 | 1月 | 計画案について | (県議会 環境・農水常任委員会報告) |
| | 3月 | 策定・公表 | |

次期 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の取組の方向性(たたき台)

環境・農水常任委員会 資料3-②
令和4年(2022年)3月8日
農政水産部 食のブランド推進課

1. 計画策定の趣旨等

- 【趣旨等】 現行計画(第5期:平成31年度~令和4年度)の取組の評価や近年の情勢の変化を踏まえ、環境こだわり農業の推進に関する具体的な施策の方向を示す。
- 【計画の位置づけ】 ① 滋賀県環境こだわり農業推進条例第7条に基づく計画
② 「有機農業の推進に関する法律」第7条に基づく「滋賀県有機農業推進計画」(現計画の重点施策3)
③ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(仮称)に基づく県推進計画
- 【計画期間】 令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで(4年間)



※環境こだわり農産物:
化学肥料、化学農薬を通常使用量の半分以下で、泥水を流さないなど琵琶湖に優しい技術で栽培した農産物

※オーガニック(有機)農産物:
化学肥料、化学農薬を使用せず有機JAS認証を取得した農産物

2. 近年の情勢変化と現行計画の評価

(1) 近年の情勢変化

- 米の需給緩和等による産地間競争がさらに激化
- SDGsの取組やエンカル消費(倫理的消費)への関心の高まり
- 地球温暖化の進行 → CO2ネットゼロの取組など、生産力と持続性を両立した農業の強力な推進(県:しがの農業みらい条例、国:みどりの食料システム戦略)
- 環境こだわり農業を含む琵琶湖と共生してきた農林水産業(琵琶湖システム)が、日本農業遺産に認定。
- コロナ禍において地産地消の動きが活発
- オーガニック食品市場の拡大

(2) 現状と課題(評価)

- 【現状】
- 環境こだわり米の作付面積の割合は、44%にとどまり、環境こだわり米の作付面積は、減少している。
 - 環境こだわり野菜については、にんじん、かぼちゃ、こまつなを重点推進品目に定め、主産地と関係機関・団体と連携し推進を図っているが、環境こだわり野菜の生産量は少ない。
 - 環境こだわり農産物の認知度は、45.7%に留まっている。
 - 環境こだわり農産物の象徴としてのオーガニック近江米等については、生産面・販売面で施策を講じた結果、作付面積は徐々に伸びている。
 - オーガニック茶については、技術改善や産地での効率的な製茶体制に向け支援により、有機JAS認証取得の機運が高まった。
- 【課題】
- 環境こだわり農産物については、生産者にとって生産・販売面においてメリットが希薄
<生産面> 慣行栽培と比較した場合のコスト差の拡大、労力の増大
<販売面> 慣行栽培と比較した場合に同程度の価格、また区分されずに取扱われている事例が多い。
 - 飲食費に占める生鮮品(精米、精麦も含む)の割合は、約17%程度に留まっており、主に農産物を認証する現在の制度では消費者の目に留まる頻度が低い。
 - オーガニック近江米については、産地としての供給力が弱く、消費者の理解も乏しいため、有利販売につながっていない。

第6期基本計画(R5~)

1. 改訂の論点

- 1 情勢変化を踏まえ、環境こだわり農業をどのように進めていくのか
(1)象徴としてのオーガニック農業推進方向は
(2)農業者にとって魅力あるものにするには
(3)生産力と持続性の両立した農業の推進への対応をどうするのか
→ CO2ネットゼロ等の取組をどのように反映させるか
- 2 環境こだわり農産物(オーガニック等含む)の有利販売、流通・消費拡大をさらに進めるためには

2. 取組の方向性(案)

本県農業の“強み”である環境こだわり農業の一層の生産拡大を図るとともに、“強み”を活かしたブランドづくりを進め、販売力を強化

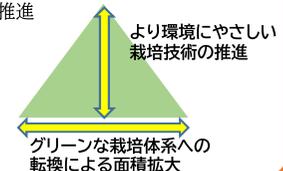
- 環境こだわり農業の“強み”
- ①環境保全効果(水質保全、温暖化防止、生物多様性等)
 - ②日本一の取組(全国に先駆けて推進、取組面積割合1位)
 - ③「琵琶湖と共生する農林水産業」として日本農業遺産に認定

“強み”を伸ばす生産拡大

- ①オーガニック農業の一層の推進
米、茶 :経営の一つの柱として、作付拡大
麦・大豆・野菜:栽培技術の確立・普及
→オーガニックといえば滋賀県

- ②グリーンな栽培体系への転換
環境こだわり農業の省力・低コストな栽培体系の確立・普及
→面積拡大

- ③地球環境にやさしい栽培技術の推進
【CO₂排出削減技術】、
【プラスチックを使用しない肥料の活用】、
【殺虫・殺菌剤を使用しない栽培方法】を推進



生産拡大
流通・消費拡大

“強み”を活かしたブランドづくり

- ①エシカル消費意識を醸成
地球環境の保全効果を評価
効果的な情報発信



- ②露出度の向上
新商品開発や加工品の標準見直し



- ③優先して購入される仕組みづくり
流通・販売事業者と連携
J-クレジット制度の活用(環境こだわり農産物のオフセット商品化)等



第5期計画の数値目標に対する実績値(R2度末時点)

項目	現状(H29:2017)	R2(2020)	目標(R4:2022)
① 環境こだわり米の作付面積割合	45%	44%	50%以上
② 環境こだわり米作付面積(みずかがみ)	2,575ha	3,299ha	3,000ha以上
③ 環境こだわり米作付面積(コシヒカリ)	5,148ha	4,552ha	6,000ha以上
④ 野菜で環境こだわり農産物の生産拡大を図る重点推進品目数	-	3品目	3品目以上
⑤ オーガニック農業取組面積 米	146ha	237ha	300ha
⑥ オーガニック農業取組面積 茶	7ha	11ha	12ha
⑦ 魚のゆりかご水田取組面積	131ha	143ha	250ha
⑧ 環境こだわり農産物の認知度	45.7%	-	-
⑨ 環境こだわり米コシヒカリの集荷量に対する出荷割合	37.8%	49.4%	継続把握指標
⑩ 有機JASほ場面積	186ha	202ha	-

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(概要版)

環境・農水常任委員会資料3-③
令和4年(2022年)3月8日
農政水産部 食のブランド推進課

第1 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

- 「琵琶湖の保全再生に関する法律」の制定、SDGsの特徴を生かした施策づくりや世界農業遺産認定にむけた取組の始まりにより、琵琶湖等の環境保全や生物多様性保全など、持続可能な農業を進める必要性がさらに高まっている。
- 水稻においては県全体の作付面積の概ね半分で環境こだわり農業が実践され、京阪神にも環境こだわり米の販売が進んできたが流通量は少なく認知度が低い。
- 平成30年度からの米政策の見直し等により、産地間競争はより一層激化することが予測されることから、産地競争力の強化が喫緊の課題。
- 平成32年度から、国の環境保全型農業直接支払交付金制度の見直しを検討されている。
- こうした環境変化を踏まえ、計画を途中で見直し、新たに計画を策定。

2 計画の位置づけ

- 条例第7条の規定に基づく、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 「有機農業の推進に関する法律」第7条に基づく「滋賀県有機農業推進計画」として位置づけ

3 計画期間

- 平成31年度(2019年度)から平成34年度(2022年度)までの4年間



第2 環境こだわり農業の現状と課題

1 これまでの成果

- 平成29年には15,609haまで取組が広がり、水稻では45%の面積で取組実施
- 全量環境こだわり農産物である「みずかがみ」は2,575haに拡大(H29)
- 生物多様性保全に向けた「魚のゆりかご水田」の取組も131haに拡大(H29)
- 環境こだわり農産物を利用した加工品も、のべ76品開発された(H29)
- 県内における化学合成農薬の使用量は、約4割削減(H12対比)
- 琵琶湖環境への農業系由来全窒素の負荷は18.2%削減(H12対比)

2 現状と課題

- 慣行栽培に比べ収量や品質が不安定な場合がある
- 慣行栽培と生産コスト差が広がり、環境こだわり栽培のメリット感が減少
- 市場において慣行栽培と同程度の価格で扱われる事例が多い
- 生産量に対して、環境こだわり農産物として取り扱われる量が少ない
- 県民の環境こだわり農産物に対する認知度が低い(H30:45.7%)
- 国の環境保全型農業直接支払交付金制度の見直しが検討中

3 新たな動き(オーガニック農産物の市場拡大の可能性)

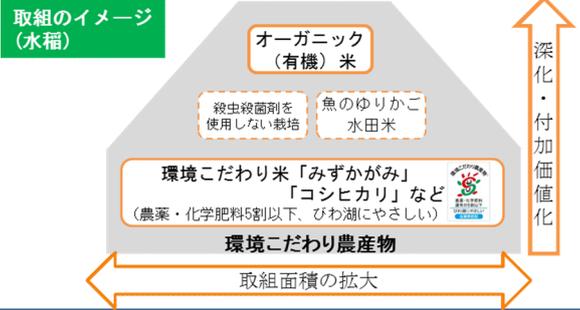
- 県政世論調査では、オーガニック農産物に対する認知度は49.4%(H30)
- オーガニック農産物等を「購入したいと思う」64.6%、次いで「現在、購入している」(18.0%)と高い関心が示されていた(H28農林水産省)
- 国内事業者で有機農産物の取扱割合の拡大を目標に掲げる量販店も出現

第3 長期的な目標

環境こだわり農産物のブランド力が高まり、県内外の消費者に求めていただくことで、環境こだわり農業に取り組む農業者の所得向上につながり、もって、環境こだわり農業の持続的発展とさらなる琵琶湖等の環境保全に資することを目指します。

第4 基本方針

環境こだわり農業の一層の拡大に向け、これまでの生産拡大・消費者の理解促進の取組に加え、新たに環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた取組を展開するとともに、化学合成農薬・肥料を使用しないオーガニック農業(有機農業)を象徴的な取組として推進することで、環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大を図ります。



第5 施策の方向と成果目標

重点施策1: 環境こだわり農業の一層の拡大

(1) 環境こだわり農産物の生産拡大

- 生産技術等の開発・普及、栽培指導による、生産の安定化と拡大
- 代替技術の導入等による化学合成農薬および化学肥料の一層の削減
- 堆肥利用やカーブアップの作付けなどの自然循環機能を高める取組の推進
- 集落ぐるみによる農業排水対策の推進等による農業濁水の流出防止
- 国交付金活用による、環境こだわり農業の組織ぐるみでの取組を推進

(2) 県内外への発信

- 琵琶湖を守る日本一の取組であることなど、情報発信し認知度向上
- 環境こだわり農産物認証マークを表示した出荷・販売の促進
- 飲食店、事業所食堂等での環境こだわり農産物の利用推進
- 環境こだわり農産物を用いた食育の推進

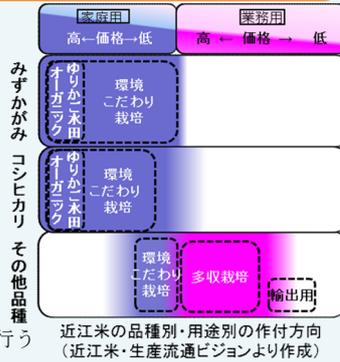
成果目標	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米の作付面積割合	45%	50%以上

【継続把握指標】 環境こだわり農産物の認知度 45.7%(2018)

重点施策2: 環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた新たな取組

(1) 水稻

- 主に家庭用として流通する「みずかがみ」と「コシヒカリ」は環境こだわり米として作付推進
- 全量が環境こだわり米の「みずかがみ」の需要に応じた生産の拡大
- 環境こだわり米「コシヒカリ」の仕分け徹底、および新パッケージによる販売
- オーガニック米を象徴とする流通対策を進め、「環境こだわり米」全体のブランドイメージ向上を図る



(2) 野菜等園芸作物

- 重点推進品目を定め、全県で一体的なPRを行うなどし、優位販売につなげる
- 直売所等に向けては多品目生産を推進し品揃えを強化

(3) 加工食品での環境こだわり農産物の利用促進

- 環境こだわり農産物の加工食品での利用、販売を促進
- 環境こだわり大豆等の仕分けをすすめ、加工原料としての流通拡大を図る

成果目標	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米作付面積(みずかがみ)	2,575ha	3,000ha以上※1
(コシヒカリ)	5,148ha※2	6,000ha
野菜で環境こだわり農産物の生産拡大を図る重点推進品目数	—	3品目以上

※1需要に応じてさらに拡大 ※2コシヒカリ全作付面積11,656haの内数

【継続把握指標】環境こだわり米コシヒカリの集荷量に対する出荷割合37.8%(2017)

重点施策3: 環境こだわり農業の象徴的な取組としてオーガニック農業等を推進

(1) オーガニック農業の推進

- 象徴的な取組として推進し環境こだわり農業全体のブランドイメージ向上
- 地域内で合意形成が図られ土地利用等に支障が無いよう進める
- 有機JAS認証の取得を推進
- 相談窓口を設置し技術的な支援や経営への助言
- 当面は、技術普及の目的が立った水稻、茶を中心に推進を図る

○水稻

- 栽培の手引き作成や研修会等を通じた安定生産技術の普及
- 20~30ha規模の経営体を中心にオーガニック栽培(4~5ha)を推進
- 「滋賀のオーガニック米」として統一精米袋を作成するなど、生産から販売までの企画・調整やブランドコントロールを行い県域で産地化
- 首都圏での市場開拓を進め大ロットでの販売を目指す
- 将来的にはオーガニック農業(水稻)の取組で日本一を目指す

○茶

- 海外への市場開拓を進め「近江の茶」のブランド力を向上
- 安定生産技術の確立と研修会等による普及
- 生産者、茶商等の連携に基づくマーケットインによる生産拡大

(2) 琵琶湖と共生する「魚のゆりかご水田」の推進

- 魚道設置や販路の開拓等の支援により新規の取組を促進

(3) 殺虫殺菌剤を使用しない栽培(除草剤のみ使用)の推進

成果目標	現状(2017)	目標(2022)
オーガニック農業(水稻)取組面積	247ha	420ha
オーガニック農業(茶)取組面積	7ha	12ha
魚のゆりかご水田取組面積	131ha	250ha

【継続把握指標】 有機JASほ場面積 186ha(2017)

第6 計画の推進

- 1 各主体の取組と連携 (1)農業者等 (2)農業団体 (3)農産物販売業者 (4)消費者等 2 計画の進行管理と評価